

ドバイ首長国におけるフリーゾーン企業の他地域での活動

中東ニュースレター

2026年1月14日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

山本 峻暢

tak.yamamoto@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)には、メインランドと呼ばれるフリーゾーン以外の地域と 40 超のフリーゾーンが存在し、それぞれで管轄当局が異なっています。UAE における法人設立時には、必ず対応する管轄当局からライセンスを取得することになりますが、ライセンスは管轄当局が管轄する範囲での事業活動を許可するもので、当該当局が発行するライセンス下では、当該当局の管轄地域以外で事業活動を行うことができません。

例えば、ドバイ首長国(以下、「ドバイ」と言います。)最初のフリーゾーンであり、日系企業数が最も多いジュベル・アリ・フリーゾーン(以下、「JAFZA」と言います。)内に設立された法人は、JAFZA 以外の地域において事業を展開することは原則としてできません。そのため、他の地域(例えば、メインランド)で事業活動を行うためには、当該地域の管轄当局が発行したライセンスを具備した法人が別途必要になります。

もっとも、広くない UAE 内で、管轄当局の違いにより、管轄地域を跨ぐ事業展開に複数の法人が必要になるのは、不合理とも思え、これまで一部のフリーゾーンで、フリーゾーンとメインランド双方での活動を可能にするデュアルライセンスの導入等が行われるなど、事態の改善が試みられておりました。こうした中、ドバイでは、2025年3月3日、フリーゾーンの事業体(以下、「FZ 事業体」と言います。)によるドバイ内での事業活動に関する 2025 年執行理事会決定第 11 号(Executive Council Resolution No. 11 of 2025)(以下、「本決定」と言います。)が施行されました。本決定では、ドバイの FZ 事業体が、一定の条件及び手続のもと、メインランドにおいて事業展開できる枠組みを新たに設け、FZ 事業体による事業活動の範囲を広げました。

本稿では、FZ 事業体が自らのフリーゾーン外であるメインランドで事業展開する方法について、本決定の内容を中心として解説します。

2. 本決定の施行前における FZ 事業体によるフリーゾーン外での事業活動

本決定の施行前において、FZ 事業体が、メインランドで事業活動を行う場合には、主に以下の方法がありました。いずれの場合もメインランドでの活動について、メインランドの管轄当局であるドバイ経済観光局(以下、「DET」と言います。)によるライセンスが必要となるうえ、(1)については、物理的なオフィスを伴う支店と相応の費用が必要になるという問題があり、(2)については、一部のフリーゾーンでしか導入されていなかったという問題がありました。

- (1)自らのフリーゾーン外の管轄当局の下で支店を設立してライセンスを取得する方法
- (2)自らのフリーゾーンの管轄当局の下でメインランドでの事業活動を行えるデュアルライセンスを取得する方法

そのため、上記(1)又は(2)の対応を探っている FZ 事業体は多くなく、FZ 事業体が、その所在するフリーゾーン外での販売等を行う場合には、対象地域での販売に係るライセンスを保有している事業者を利用し、当該事業者を通じて、間接的に他地域での事業展開を行う方法が多く用いられています。

3. 本決定に基づく FZ 事業体によるメインランドでの事業活動

本決定は、上記(1)及び(2)に加え、DET の許可により、メインランドでの事業活動を行える制度を創設しました。

本決定により、FZ 事業体が、上記(1)又は(2)の対応を探る場合の DET ライセンスの費用は年間 AED10,000 とされる(本決定 12 条 1 項)一方、DET の許可は最長半年間有効で(本決定 7 条)費用は AED5,000 とされました(本決定 12 条 2 項)。なお、DET の許可の更新は可能です。また、本決定は、DIFC で金融業を行う事業体以外の全てのフリーゾーンにおける FZ 事業体に適用されるため、これまでデュアルライセンス制度を利用できなかった FZ 事業体も許可を得て、メインランドで活動できることになります。

前記ライセンス及び許可は、本決定にそれぞれ定められた要件を満たすことを条件としており(本決定 5 条乃至 7 条)、DET が指定する一定のアクティビティに限定して発行されます(本決定 9 条)。DET が指定する一定のアクティビティについては、本稿執筆時点である 2025 年 12 月 31 日時点においてテクノロジー、コンサルティング、デザイン、専門サービス、トレーディングなど非規制業種が公表されていますが、今後規制業種を含めさらに拡大されることが見込まれます。

メインランドで事業活動を行うことのライセンス又は許可を受けた FZ 事業体のメインランドでの事業活動については、メインランドのみに適用される法令も適用されることとなり(本決定 10 条)、(a)当該事業活動に関するドバイ及び UAE の法令で定められた規制に準拠すること(本決定 3 条 a)、(b)所在するフリーゾーン外での事業活動に関する財務記録を当該フリーゾーン内での活動に関する財務記録と別に管理すること(本決定 3 条 b)、及び(c)当局から求められる監査に対応すること(本決定 11 条)が求められます。

4. 経過措置

本決定により、メインランドでの活動を行う FZ 事業体には、ライセンスや許可の取得以外にも、メインランドでの事業活動に関する独立した財務記録の維持等一定の義務が課せられますが(本決定 3 条)、本決定は施行日から 1 年間の経過措置を設けており、既にメインランドで活動している FZ 事業体は、2026 年 3 月 3 日までに本決定へ適合する必要があるとされます(本決定 13 条)。

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、こちらまでご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com